

福島県除雪オペレーター育成支援事業補助金交付要領

土木部道路管理課

令和3年4月1日

1 要領の目的

この要領では、福島県除雪オペレーター育成支援事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）に定めるほか、必要な事項について記載しています。

2 事業を変更又は廃止する場合について

事業の内容を変更又は廃止する場合は、申請書（様式第4号）を申請した建設事務所管理課に提出してください。

3 事業用口座について

補助金は、登録された口座にお支払いします。なお、以下の場合はそれぞれ必要書類を申請した建設事務所管理課に提出してください。

(1) 新しく口座を登録する場合又は過去の登録情報（代表者の氏名等）に変更がある場合

- ① 債権者登録（変更）申請書（様式第5号） 1部
- ② 通帳の1ページ目のコピー 1部

(2) 申請者と口座名義人が異なる場合

- ③ 委任状（様式第6号） 1部

4 実績報告書について

実績報告書の提出時期及び様式については、要綱第11条をご覧ください。なお、実績報告書の作成にあたっては、下記事項に注意の上、補助事業に係る事柄のみを記載してください。提出先は申請した建設事務所管理課です。

(1) 実績報告書（様式第2号）には、交付申請時に使用（押印）した印と同じ印を押してください。事業実績には、事業を実施した日付や場所など、具体的に記入してください。

(2) 補助金の使途に関する確認書類として、領収書（内訳が記載されているもの）などの写しを添付してください。

(3) 取得した運転免許証の写しと車両系建設機械運転技能講習会受講証の写しを添付してください。

5 従事報告書について

支援を受けた企業は、福島県除雪オペレーター育成支援事業費補助金交付要綱第8条第3項の交付条件を証明するため、除雪オペレーター育成支援事業除雪業務従事報告書（様式第3号）を交付年度または交付された翌年度から3年間提出してください。提出先は、最寄りの建設事務所管理課です。

6 補助金の支払いについて

(1) 支払い時期

補助金は、実績報告書の審査が終わってから、登録口座に振り込まれます。

(2) 下記の場合は、交付決定を取り消し、補助金の支払いをしません。また、補助対象外経費が実績報告に含まれていたなど、不適切な経理があった場合は、補助金は減額されます。

- ① 大型自動車免許、大型特殊免許の取得並びに車両系建設機械運転技能講習会の受講が確認できない場合

② 要綱第8条1項による承認を受けずに、補助事業の内容を変更又は補助事業を廃止した場合
(3)下記の場合は、補助金をお支払いした後であっても、交付決定を取り消し、補助金の返還を求め
ます。

① 支援を受けた企業で県内の道路等における除雪業務を行っていることが確認できない場合

7 申請・お問い合わせ窓口

事業の実施にあたって、不明な点が生じた場合は、最寄りの建設事務所管理課または県庁土木部道路管理課にお問い合わせください。

8 適用

この要領は、令和3年度の補助金から適用します。